

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則	岐阜県種畜等譲渡規則の一部を改正する規則	(農 政 課)	二
告 示	救急病院の申出の撤回	(医 療 整 備 課)	二
	農業振興地域の指定に関する告示の一部改正	(農 村 振 興 課)	二
	ふ化業者の登録	(畜 産 課)	二
	道路の供用開始	(道 路 維 持 課)	二
	道路の供用廃止	(同)	三
	県道の路線認定に関する告示の一部改正	(同)	四
公 示	指定管理者の指定	(人 づ くり 文 化 課)	四
	平成二十三年岐阜県保育士試験の実施	(子 じ ゃ 庭 課)	五
	大規模小売店舗の新設の届出に関する件	(商 業 流 通 課)	六
	大規模小売店舗の廃止の届出に関する件	(同)	六
	岐阜県家畜人工授精用凍結精液に関わる黒毛和種種雄牛区分	(農 政 課)	六
	県営土地改良事業計画の決定	(農 地 整 備 課)	七
	肉用子牛生産者等補給金の業務を行う協会の指定	(畜 産 課)	七
	肉用子牛生産者等補給金の業務を行う協会の指定解除	(同)	七
	公共測量の実施	(用 地 課)	七

正 誤

個人演説会等を開催することができる施設の指定中訂正	(選 挙 管 理 委 員 会)	八
目次中訂正	(法 務 ・ 情 報 公 開 課)	八
個人演説会等を開催することができる施設の収容人員の変 更中訂正	(選 挙 管 理 委 員 会)	八
保安林に指定する予定である旨の通知中訂正	(治 山 課)	九
岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則中訂正	(建 築 指 導 課)	九

第 二 千 二 百 三 十 七 号
平 成 二 十 三 年 四 月 一 日

(金 曜 日)

規則

岐阜県種畜等譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十八号

岐阜県種畜等譲渡規則の一部を改正する規則

岐阜県種畜等譲渡規則（昭和五十五年岐阜県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第七条中「その種畜等の引渡しと同時に」を「知事はその都度別に定める日まで」に改める。

第八条中「前条の規定により」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第二百十八号

次の医療機関から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったので、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

医療機関名所 在 地 撤回年月日

金森病院 大垣市荒尾町五八番地 平成二三・三・三一

岐阜県告示第二百十九号

農業振興地域の指定に関する告示（平成十七年岐阜県告示第五百六十五号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 恵那地域の部を次のように改める。

一 恵那地域

恵那市の区域のうち、別図の緑色で着色した区域

（別図）は省略し、その関係図面は、岐阜県農政部長官振興課及び恵那農林事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百二十号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次の者を岐阜県ふ化業者登録簿に登録したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
二二二ノ一	平成二十三年三月十二日	中村リンク株式会社 代表取締役社長 中村昌之 岐阜市長良宮口町二丁目一〇番地	中村リンク株式会社 各務原市蘇原東門町一丁目

岐阜県告示第二百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
 なお、その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は変更の告示年月日ほか)
墨 俣 合 渡 岐 阜	路線名					
			岐阜市大字長良福光字猿尾 二五二七番六地先から 同 市若竹町一丁目一番一 地先まで	二四〇〇	平成 二二・四・一	平成 二三・二・五 平成 一八・三・三

岐阜県告示第二百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は変更の告示年月日ほか)
打 保 神 岡 岡 線	路線名					
			飛騨市神岡町和佐保字中ノ 谷一三五四番八三三地先から	四二	平成	平成

停車場	同 市同 町同 字同 一三五四番三四地先まで	二三・四・一	二一・六・五
-----	---------------------------	--------	--------

岐阜県告示第二百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を廃止するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用廃止の期日	備考(区域又は変更の告示年月日ほか)
津 島 海 津 津 線	路線名					
			海津市海津町日原字宮西五 四四番の一先から 同 市同 町長瀬字川並八 五七番地先まで	六四〇	平成 二三・四・一	昭和 三五・二・五

岐阜県告示第二百二十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を廃止するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用廃止 の 期 日	備考 (区域又は 変更の又は 決定の又は 告示年月日 ほか)
津島線	津島線	津島市海津町森下字枯木長良川右岸堤防敷(一五番五)地先地内	一七・〇	平成 二一・四・一	平成 七・四・一

岐阜県告示第二百二十五号

県道の路線認定に関する告示(昭和五十二年岐阜県告示第二百十号)の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から適用する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

表八の項を次のように改める。

8	津島線	津島市海津町	愛知県津島市	愛知県愛西市
---	-----	--------	--------	--------

表十三の項及び十四の項を次のように改める。

13	豊田線	多治見市	愛知県豊田市	愛知県豊田市
14	岐阜線	岐阜市	愛知県稲沢市	愛知県稲沢市

表十八の項及び十九の項を次のように改める。

安八郡安	羽島郡笠松町	愛知県稲沢市	愛知県稲沢市	愛知県稲沢市
------	--------	--------	--------	--------

19	足助線	土岐市	愛知県豊田市新盛町	愛知県豊田市新盛町
18	大垣線	大垣市	愛知県一宮市	愛知県一宮市

公 示

指定管理者の指定

岐阜県民ふれあい会館に係る地方自治法(昭和二十二法律第六十七号)第二百四十四條の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、岐阜県民ふれあい会館条例(平成五年岐阜県条例第二十号)第十六條の規定により公示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定管理者となる団体
県民ふれあい会館DN運営共同体
構成員
岐阜市大蔵台一 番一八号
ドルフィン株式会社
岐阜市須賀一丁目一番五 三 五号
日本イベント企画株式会社
- 二 指定の期間
平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

指定管理者の指定

飛驒・世界生活文化センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を次のとおり指定したので、飛驒・世界生活文化センター条例（平成十二年岐阜県条例第六十三号）第十六条の規定により公示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定管理者となる団体

飛驒コンソーシアム
構成員

高山市桐生町七丁目七八番地

日進木工株式会社

高山市名田町一丁目八二番地の一

飛驒産業株式会社

高山市漆垣内町四〇七番地の三

株式会社シラカワ

飛驒市古川町袈裟丸七四一番地

株式会社イバティンテリア

二 指定の期間

平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

平成二十三年岐阜県保育士試験の実施

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十八条の八の規定により、平成二十三年岐阜県保育士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県児童福祉法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第十七号）第二十条の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、法第十八条の九第一項の規定により指定試験機関に指定した社団法人全国保育士養成協議会が行います。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験日程及び会場

1 筆記試験

平成二十三年八月六日（土）及び同月七日（日）

日期	時間	会場
八月六日（土）	午前九時三十分から 十分まで	社会福祉
	午前十一時から 正午まで	児童福祉
八月七日（日）	午後一時から 十分まで	発達心理学
	午後二時から 十分まで	精神保健
八月七日（日）	午前九時三十分から 十分まで	小児栄養
	午後十一時から 正午まで	保育原理
八月七日（日）	午後一時から 十分まで	教育原理
	午後二時から 十分まで	養護原理
八月七日（日）	午後三時から 午後四時まで	小児保健
八月七日（日）	午後三時から 午後四時まで	保育実習理 論

2 実技試験

筆記試験全科目合格者について、平成二十三年十月九日（日）実施

3 試験会場

大垣女子短期大学 大垣市西之川町一 一〇九

二 申請受付期間

平成二十三年四月一日（金）から同年五月十一日（水）まで

三 申請受付場所

受験申請書と一緒に配布する封筒により、社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センターまで、簡易書留で郵送してください。

なお、五月十一日（水）までの消印のあるものに限って受け付けます。

四 受験手数料

一、七〇〇円 受験手数料の納入方法は保育士試験の手引きをご覧ください。

五 合格発表等

合格者の発表は、社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センターより、受験者全員に通知書を郵送します。

なお、合格者には「保育士試験合格通知書」を、一部科目合格者には「保育士試験一部科目合格通知書」を送付します。

六 試験問題の公開

平成十七年から平成二十二年までの岐阜県保育士試験問題については、情報公開総合窓口（県庁二階 電話 〇五八 二七二 一一三八）において公開しています。

七 その他

1 保育士試験の手引き及び受験申請書の配布方法並びに配布時期及び配布場所

(一) 配布方法

郵送配布

(二) 配布時期及び配布場所

平成二十三年四月一日（金）から受付・配布開始

二百円切手をはったあて先明記の角形二号返信用封筒を同封のうえ、封筒の表に「手引き請求」と朱書きし、次のあて先まで郵送で請求してください。

なお、申請受付期間に間に合うよう、四月二十五日（月）までに手引きを請求してください。

住所 〒一七一 八五三六 東京都豊島区高田三 一九 一〇

名称 社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

2 連絡先（問い合わせ先）

社団法人全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

電話 〇一二〇 四一九四 八二

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年四月一日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年三月十七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤマダ電機

三 建物の名称及び所在地

テックランド岐阜本県店

岐阜県本県市政田字下西浦一九四四番地一 外

四 大規模小売店舗の新設日

平成二十三年十一月十八日

五 店舗面積

二、六六五平方メートル

六 駐車場の収容台数

一一〇台

七 荷さばき施設の面積

二七・五平方メートル

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称

株式会社 海龍リバーサイドモール

二 建物の名称及び所在地

リバーサイドモール シンセイ

本県市政田字下西浦一九三九 外

岐阜県家畜人工授精用凍結精液に関わる黒毛和種種雄牛区分

岐阜県家畜人工授精用凍結精液等配布規程（昭和四十五年岐阜県告示第二百四十八号）第五条の規定により特別牛及び特優牛に該当する黒毛和種種雄牛区分を次のとおり公示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

特別牛	昭福、飛驒福枝、護熙王、第二飛驒照、福光王、竜波王、安晴王、福茂王、羅威傳王、景清三二、糸福一七一の八、浜清福、若姫福、安福福、真福、福竜王、景平勝、清優福、天晴白清、利優福、福糸晴、糸白桜、広景福、光安王、光糸福、飛驒白真弓、平春王、花清国、谷白清、泉安福、白治郎、慶平福、飛驒国、大景福、桜景平
特優牛	安福、飛驒白清、光平福、白清八五の三

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
下呂北部地区	下呂市役所	平成二三・四・一から 同・五・二まで

肉用子牛生産者等補給金の業務を行う協会の指定

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第七条第一項の規定により、次のとおり同法第六条第一項の指定をしたので公示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定した法人
岐阜市下奈良二丁目二番一号
社団法人岐阜県畜産協会
- 二 指定年月日
平成二十三年四月一日

肉用子牛生産者等補給金の業務を行う協会の指定解除

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第九条第一項の規定により、次のとおり同法第六条第一項の指定を解除したので公示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定を解除した法人
岐阜市宇佐南四丁目十三番一号
社団法人岐阜県肉用子牛価格安定基金協会
- 二 指定解除年月日
平成二十三年四月一日

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
岐阜県方法務局

二 作業種類

公共測量(不動産登記法第十四条第一項地図作成)

三 作業期間

平成二十三年三月七日から

同 年三月三十一日まで

四 作業地域

岐阜市北一色一・二・七丁目及び城望町地内

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量(森林空中写真撮影及びデジタルオルソ作成)

三 作業期間

平成二十三年四月五日から

同 年十一月三十日まで

四 作業地域

揖斐川地域森林計画区内(大垣市、本巣市、海津市、養老郡養老町、不破郡関ヶ原町並びに揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町)

正 誤

(原稿誤り)

平成十六年十二月二十八日第千六百十号 個人演説会等を開催することができる施設

の指定(岐阜県選挙管理委員会告示第百二十八号)一〇〇頁上段の表中

選挙会館

恵那市北村町飯羽間2610 隣地3

110人

は、

選挙会館

恵那市北村町飯羽間2601 隣地3

110人

の誤り。

(校正誤り)

平成二十二年十一月五日第千九百九十七号

目次一頁上段前から七行目中「収用人

員」は「収容人員」の誤り。

(原稿誤り)

平成二十二年十一月五日第千九百九十七号

個人演説会等を開催することができる施

設の収容人員の変更(岐阜県選挙管理委員会告示第九十二号)六八六頁上段の表中

名務原市稲羽東福祉センター

・集会所1

・学習室1

・休養室

変更後

20人

40人

変更前

200人

30人

60人

名務原市稲羽東福祉センター

・集会所

・学習室

・休養室

羽東福祉センター

1

1

変更後

20人

40人

変更前

200人

30人

60人

の誤り。

(原稿誤り)

平成二十二年十一月二十六日第二千二百三号 保安林に指定する予定である旨の通知
(岐阜県告示第五百九十号) 七二八頁上段後から三行目中、「次の図に示す部分に限る」
は、「国有林。次の図に示す部分に限る」の誤り。

(校正誤り)

平成二十三年一月二十一日号外(一) 岐阜県建築士法施行細則の一部を改正する規則
(岐阜県規則第一号) 一頁下段後から十一行目中、「第二九条の十四」は「第九条の十
四」の、同段後から十行目中、「第十七条」は「第二十七条」の、三頁下段前から十三行
目中、「届出当該届出」は「届出 当該届出」の、四頁上段前から四行目中、「第七条」は
「第七条の二」の、同段前から十八行目並びに二十一行目及び二十二行目中、「指定登録
機関が」は「指定登録機関の」の誤り。

平成二十三年四月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター